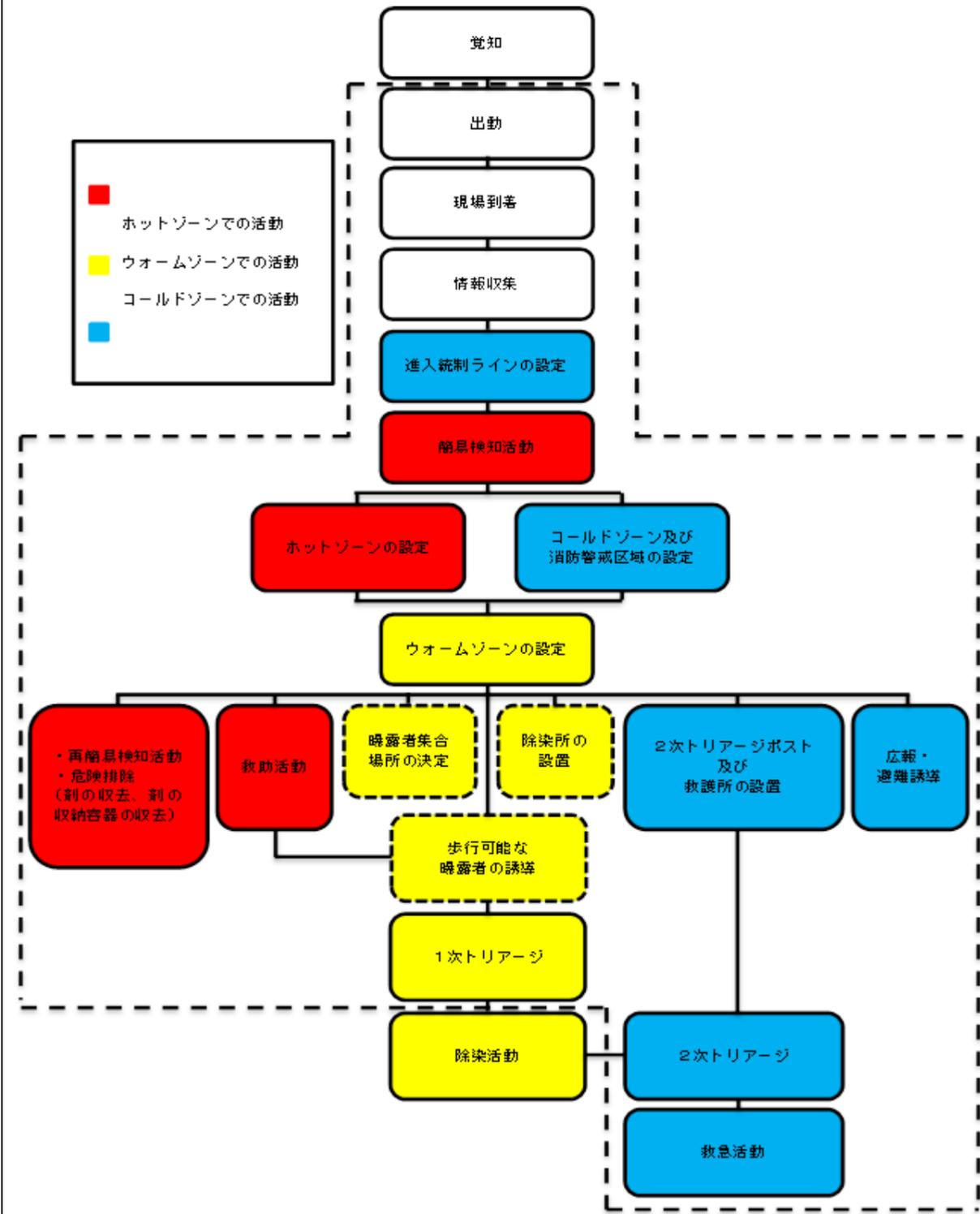


旧 取り消し線は削除箇所を示す。  
 第2章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動

新(案) 下線は変更箇所を示す。  
 第3章 化学災害又は生物災害時における消防活動

この章では、図1-1「化学災害又は生物災害時における消防活動の流れ」における下記の点線で囲った部分の消防活動の実施要領等について記述している。

図1-1 化学災害又は生物災害時における消防活動の流れ(再掲)



### 第1節 ~~出動から初動活動までの留意点~~

~~化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害が発生し、災害の種別が正確に特定できない出動指令を命じられた場合における、出動指令を命じられた時点から現場に到着して活動を開始するまでの留意点は次のとおりである。~~

~~なお、通報内容又は出動隊の災害情報等から、化学災害又は生物災害であると判別できる場合は、本マニュアルの該当する災害に関する活動要領により活動を行うものとする。~~

#### 第1項 出動から現場到着まで

##### (1) 出動前の措置

- ① ~~化学災害又は生物災害の発生が疑われる災害が発生し、災害の種別が正確に特定できない出動指令を受けた場合には、自分の隊が保有する対応資機材を追加積載するとともに、使用頻度の高い空気ポンプ等を後続部隊のトラック等で搬送するよう資機材の増強を行う。~~
- ② 指揮者と機関員は、出動前に消防指令室からの情報（風向、風速、地形等）及び地図等を活用して、指令場所から風上で、空気が滞留しにくい風通しの良い場所に部署できるように出動経路を協議し、決定する。
- ③ ~~化学物質対応防護服（陽圧式化学防護服を除く。）~~を保有する隊は、原則として防護服を乗車する前に着装（面体を除く。）し、出動する。~~その際には、車両のスペース等を考慮して防護服が破損することがないように注意する。~~
- ④ 車両部署位置は、指令場所又は化学剤が散布された場所（建物等）の風上側から目安として120m以上離れた場所を部署目標とする。  
~~その際には、風向き、風速、地形、建物状況、部隊の規模及び必要な活動スペース等の他、除染に使用するための水利がある場所も考慮する。~~
- ⑤ 最先着隊は、後着隊の部署位置を消防指令室に報告し、消防指令室から後着する出動各隊に周知させる。

##### (2) 出動途上の措置

- ① 起動から測定開始までに時間を要する検知資機材を可能な限り起動させておく。
- ② 災害現場が近づいたら、車内の窓を閉め、エアコンを切り、車内循環モードに切り替える。
- ③ 車内より周囲の状況（倒れている者、異臭等）を確認し、異状が認められた場合は消防指令室に報告をする。~~その際には、それ以上近接せず、異状がない場所（異状があった場所から少なくとも120m以上風上の場所）まで速やかに後退する。~~
- ④ 消防指令室からの通報場所、風向等の変更情報を適宜確認して、目標とする車両部署位置の安全を確保するとともに、必要に応じて変更を図る。

#### 第2項 現場到着から活動開始まで

- (1) 消防指令室に車両部署位置を明確に報告するとともに、関係者（通報者）の現在位置、現場の状況、発生の経緯等必要な情報の提供を受ける。

### 第1節 消防部隊の活動範囲と消防活動の内容

（旧第3章・第4章関係分に掲載のため略）

### 第2節 消防活動の実施要領

#### 第1 出動から現場到着まで

##### 1 出動前の措置

###### (1) 実施要領

- ① 自分の隊が保有する対応資機材を追加積載するとともに、使用頻度の高い空気ポンプ等を後続部隊のトラック等で搬送するよう資機材の増強を行う。
- ② 指揮者と機関員は、出動前に消防指令室からの情報（風向、風速、地形等）及び地図等を活用して、指令場所から風上で、空気が滞留しにくい風通しの良い場所に部署できるように出動経路を協議し、決定する。
- ③ 化学防護服を着装する隊は、原則として防護服を乗車する前に着装（面体を除く。）し、出動する。
- ④ 車両の部署位置は、指令場所又は原因物質が存在する可能性がある場所（建物等）の風上側から目安として120m以上離れた場所を部署目標とする。
- ⑤ 最先着隊は、後着隊の部署位置を消防指令室に報告し、消防指令室から後着する出動各隊に周知させる。

###### (2) 留意事項

- ① 化学防護服を着装する隊は、車両のスペース等を考慮して防護服が破損することがないように注意する。
- ② 風向き、風速、地形、建物状況、部隊の規模及び必要な活動スペース等の他、除染に使用するための水利がある場所も考慮する。

##### 2 出動途上の措置

###### (1) 実施要領

- ① 起動から測定開始までに、時間を要する検知資機材を可能な限り起動させておく。
- ② 車内より周囲の状況（倒れている者、異臭等）を確認し、異状が認められた場合は消防指令室に報告をする。
- ③ 目標とする車両の部署位置は、消防指令室からの通報場所、風向等に関する変更情報を適宜確認して安全を確保するとともに、必要に応じて変更を行う。

###### (2) 留意事項

災害現場に近づいたら、車内の窓を閉め、エアコンを切り、車内循環モードに切り替える。

##### 3 現場到着時の措置

###### (1) 実施要領

- ① 消防指令室に車両の部署位置を明確に報告するとともに、関係者（通報者）の現在位置、現

- (2) 関係者（通報者）と接触した場合は、要救助者、負傷者の有無、負傷者のいる位置及び発生の経緯等必要な情報を入手する。
- (3) 風上（風の流れ）を確実に確認するために、吹流し又は発煙筒等を活用する。
- (4) 消防警戒区域を設定し、関係者以外に対してその区域からの退去を命じ、その区域内への出入りを禁止する。
- (5) 大規模な建物の場合には、必要な防護措置を備えた隊員にて、防災センター等の管理施設に前進指揮所を設定し、監視カメラ、放送設備を活用等して情報収集を図る。

第2節 区域の設定（ゾーニング）  
（略）

第3節 化学剤・生物剤への防護  
第1項 防護措置（レベル別）  
（略）

第2項 レベル別活動隊の活動範囲  
（略）

第3項 レベル別活動隊の主な活動

場の状況、発生~~の経緯~~等必要な情報の提供を受ける。

② 関係者（通報者）と早期に接触し、情報を入手する。

③ 風上（風の流れ）を確実に確認するために、吹流し、発煙筒等を活用する。

(2) 留意事項

車内より周囲の状況に異状が認められた場合は、それ以上近接せず、異状がない場所（異状があった場所から少なくとも120m以上風上の場所）まで速やかに後退する。

（第3章第2節第2「4 区域設定（ゾーニング）」へ移行のため削除）

（第1章第3節第2 防護措置の区分へ移行のため削除）

（第3章第1節 消防部隊の活動範囲と消防活動の内容へ移行のため削除）

（削除）

**4 情報収集**

(1) 実施要領

① 五感を活用しつつ、関係者（通報者）や各種表示、イエローカード等の資料などから次に掲げる情報を収集する。

ア 災害発生場所の所在及び建物等の状況

イ 要救助者及び負傷者の人数及び症状

ウ 臭気等の異状の有無

エ 危険物質による被害の有無及び被害拡大の危険性

オ 危険物質の名称、性状、漏えい等の状況

カ 住民、従業員等の避難状況

キ 関係者による応急措置の内容及び実施状況

ク その他消防活動上必要な情報

② 入手した情報は消防指令室に報告するとともに、出動中の他の消防隊や関係機関に周知する。

(2) 留意事項

① 初期段階の状況や情報、またその後の状況の変化は、危険性の評価、活動方針の決定等の重要な判断要素になることから、収集した情報は現場指揮本部において集約、整理するとともに、災害の推移に合わせ継続して情報を収集する。

② 大規模な建物の場合には、必要な防護措置を備えた隊員にて、防災センター等の管理施設に前進指揮所を設定し、監視カメラ、放送設備等を活用して情報収集を行う。

**第2 現場管理・区域設定**

**1 消防警戒区域の設定**

(1) 目的

消防警戒区域の設定は、現場での消防活動を効果的に行うために必要となるエリアを確保するとともに、住民の安全確保を図ることを目的とする。

#### 第4項 簡易検知活動

- (1) ~~簡易検知又は測定（以下「検知等」という。）を実施する際は、レベルAの防護措置を講じた少なくとも2名以上の隊員で活動する。~~
- (2) ~~化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、可燃性ガス測定器を携行する。なお、陽圧式化学防護服は火災・爆発に対応できないため、検知器が反応したら緊急退避する。~~
- (3) ~~検知活動は、風上、風横側の安全な地域から危険側へと徐々に活動範囲を狭める方法で実施する。また、複数で検知活動を実施する場合は、各々の検知活動の範囲及び位置を明確にして実施する。~~
- (4) ~~警察等の関係機関が検知等のできる資機材を保有している場合は、連携して活動する。~~
- (5) ~~ホットゾーン内で簡易検知ができない場合は、危険物を密閉容器に採取し、ウォームゾーン又はコールドゾーン内でグローブボックス等を活用し検知を実施する。~~
- (6) 測定濃度値が異なるときは、危険度の高い数値で対応する。
- (7) 検知を実施した活動隊は、実施者は、検知活動の位置ごとに結果（検知活動の位置、

#### (2) 実施要領

部隊規模や以後の活動（区域設定、除染所、救護所の設置、救急車の運用等）を考慮し必要となる距離・スペースを確保した上で、外周をロープ、標識等により示し、範囲を明示する。

#### (3) 留意事項

- ① 吹流し、発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。
- ② 設定にあたっては警察機関と連携して行う。
- ③ 症状のない通行人及び住民の誘導、進入規制は原則として警察機関に実施を依頼する。
- ④ 消防警戒区域を設定した範囲を明確に広報し、区域内からの退避及び区域内への出入りの禁止又は制限を行う。

### 2 進入統制ラインの設定

#### (1) 目的

進入統制ラインは、簡易検知活動を経て各ゾーンが設定される前に、危険な事象が発生している若しくは発生する可能性がある地域と安全な地域とを区別することにより、活動隊員の安全を確保するとともに、曝露者（疑いがある者を含む。）の退出を規制し、二次曝露（曝露者が媒体となり被害を拡大させること。）を防止することを目的とする。

#### (2) 実施要領

- ① 各ゾーンが設定され、ウォームゾーンとコールドゾーンの境界が明確にされるまでの間、化学剤又は生物剤による危険がない場所（原則として、異状が認められる地点から少なくとも風上側に120m以上離れた場所）に進入統制ラインを設定する。
- ② ロープ、標識等により設定したラインを明確にする。

#### (3) 留意事項

- ① 必ずしも検知・測定結果に基づき設定しなければならないものではなく、設定時点の災害状況（臭気の有無、負傷者のいる位置等）から指揮者が「危険」と判断したところを基準に設定する。
- ② 各ゾーンが設定され、ウォームゾーンとコールドゾーンの境界が明確にされたとき、当該境界線が危険区域への出入りを統制する新たなラインとなる。

### 3 簡易検知活動

#### (1) 目的

簡易検知活動は、危険物質による汚染の有無を確認し、検知結果に基づき各ゾーンを設定するとともに、原因となる物質を推定することにより、各ゾーンにおいて活動する隊員の防護措置を決定することを目的とする。また、物質を推定することにより負傷した傷病者に対して適切な処置を講じ、対応可能な医療機関へ搬送することが可能となる。

#### (2) 実施要領

化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、可燃性ガス測定器、酸素濃度測定器及び有毒ガス測定器を携行し、設定した進入統制ラインを起点にして、風上又は風横側の安全な地域から危険側へと徐々に活動範囲を狭める方法で実施する。また、複数で検知活動を実施する場合は、各々の簡易検知活動の範囲及び位置を明確にして実施する。

#### (3) 留意事項

- ① レベルAの防護措置を講じた少なくとも2名以上の隊員で行う。
- ② 警察機関、保健所等の関係機関が検知資機材を保有している場合は、連携して活動する。

